

○へき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則

昭和49年10月11日

規則第75号

改正 昭和55年11月5日規則第81号

昭和56年3月23日規則第8号

平成17年3月29日規則第71号

平成20年3月28日規則第39号

平成21年2月27日規則第5号

平成26年3月25日規則第11号

平成30年3月23日規則第7号

令和3年3月30日規則第18号

令和3年3月30日規則第28号

へき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

へき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、へき地勤務医師等修学資金貸与条例（昭和49年鹿児島県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(貸与の申請手続)

第3条 条例第3条の申請をしようとする者は、毎年度知事が定める日までに、へき地勤務医師等修学資金貸与申請書（別記第1号様式）に保証人の印鑑証明書を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第3条第2号に掲げる者が前項に規定する申請をしようとする場合にあつては、最近の学業成績証明書（修業期間が1年に満たない者にあつては、在学証明書）を添えなければならない。

（平17規則71・旧第4条繰上・一部改正，平20規則39・平21規則5・平26規則11・平30規則7・一部改正）

(修学生の決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書が提出されたときは、これを審査して、当該申請書を提出した者について修学生とするか否かを決定し、その旨を当該申請書を提出した者に

通知するものとする。ただし、知事は、当該審査を行う場合において必要があると認めるときは、面接を行うことがある。

(平17規則71・旧第5条繰上・一部改正)

(保証人)

第5条 条例第6条第1項の規定により修学資金の貸与を受けようとする者が立てなければならない保証人は、2人とする。

2 前項の場合において、修学資金の貸与を受けようとする者が、未成年者である場合は保証人の1人は法定代理人とし、成年者である場合においてその者に父又は母があるときは、保証人の1人はその父又は母でなければならない。

(平17規則71・旧第6条繰上・一部改正)

(借用証書の提出)

第6条 修学生又はその保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに借用証書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

- (1) 貸与契約に基づく貸与が完了したとき。
- (2) 条例第7条第1項の規定により貸与契約が解除されたとき。

(平17規則71・追加)

(休学等により貸与を行わない修学資金の額)

第7条 条例第7条第2項に規定する貸与を行わないものとする修学資金の額は、次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

- (1) 授業料に相当する額及び図書購入費条例第7条第2項に規定する期間に相当する月数(次号において「対象月数」という。)を12で除して得た数値を当該修学資金の額に乗じて得た額
- (2) 生活費 対象月数を当該修学資金の月額に乗じて得た額

2 前項第1号の場合において、当該計算して得た額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(平17規則71・全改)

(返還免除の申請手続)

第8条 条例第8条第1項第1号又は第2号の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、へき地勤務医師等修学資金返還免除申請書(別記第4号様式)に医師免許証の写し及び履歴書を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第8条第1項第3号の規定により返還債務の免除を受けようとする場合にあつて

は、前項に規定する書類のほか、業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたものであることを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 3 条例第10条に規定する返還債務の免除を受けようとする場合にあつては、第1項に規定する申請書に死亡又は心身の著しい障害その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなつたことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(昭56規則8・平17規則71・平26規則11・一部改正)

(返還免除の決定)

第9条 知事は、前条第1項に規定する申請書が提出されたときは、これを審査して、返還債務の免除の適否及び免除する返還債務の額を決定し、その内容を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(平17規則71・一部改正)

(期間の計算)

第9条の2 条例第8条第1項第1号ウ及び第2号イに規定するへき地医療機関等においてその業務に従事した期間を計算する場合においては、当該業務に従事することとなつた日の属する月から当該業務に従事した日の最後の日の属する月までを算入するものとする。ただし、当該業務に従事した日の最後の日の属する月において、再び当該業務に従事したときは、その月を1月として算入するものとする。

- 2 前項の規定によりへき地医療機関等においてその業務に従事した期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業をした期間その他これらに類する期間(以下「義務勤務中断期間」という。)があるときは、義務勤務中断期間の開始の日の属する月から義務勤務中断期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、義務勤務中断期間が終了した月において、再び義務勤務中断期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

(平26規則11・追加)

(免除することができる返還債務の額)

第10条 条例第10条の規定により免除することができる返還債務の額は、修学資金の返還が困難である事情を参酌して知事が定める額とする。

(平17規則71・一部改正)

(返還明細書)

第11条 条例第9条第1項の規定により修学資金の返還をしなければならない者は、返還金にへき地勤務医師等修学資金返還明細書(別記第5号様式)を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第9条第1項ただし書の規定により知事が分割して返還させることとした者にあつては、同項の規定による返還の期限までに、前項のへき地勤務医師等修学資金返還明細書を知事に提出しなければならない。

(平17規則71・一部改正)

(返還猶予の申請手続)

第12条 条例第11条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、へき地勤務医師等修学資金返還猶予申請書(別記第6号様式)に同条に規定する事由に該当する旨を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(平17規則71・一部改正)

(返還猶予の決定)

第13条 知事は、前条に規定する申請書が提出されたときは、これを審査して、返還債務の履行の猶予の適否を決定し、その内容を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(平17規則71・一部改正)

(届出)

第14条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (5) 復学したとき。
- (6) 免許を取得したとき。
- (7) 臨床研修を修了し、又は中止したとき。
- (8) へき地医療機関等において業務に従事したとき、若しくは従事しなくなつたとき、又はその従事するへき地医療機関等を変更したとき。
- (9) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、又は保証人が死亡し、その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 修学生が死亡したときは、保証人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(平17規則71・一部改正)

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

(平26規則11・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年度分の修学資金から適用する。

附 則 (昭和55年11月 5日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年 3月23日規則第 8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年 3月29日規則第71号)

1 この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

2 改正後のへき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則第 3条第 2項の規定は、平成17年度から平成19年度までの間において、大学院の 4年生である者が修学資金の貸与を申請しようとする場合については、同項中「医師免許証の写し及び臨床研修を修了した旨を証する書類の写し」とあるのは「医師免許証の写し」と読み替えて適用するものとする。

3 この規則の施行の際現に改正前のへき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成20年 3月28日規則第39号)

1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前のへき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成21年 2月27日規則第 5号)

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成26年 3月25日規則第11号)

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成30年 3月23日規則第 7号)

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日規則第28号）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記第1号様式(第3条関係)

へき地勤務医師等修学資金貸与申請書

へき地勤務医師等修学資金貸与条例に基づき修学資金の貸与を受けたいので申請します。
 なお、貸与を受けるについては、貸与条件を遵守し、卒業後は、へき地勤務医師等修学資金貸与条例第2条に規定するへき地医療機関等に勤務し、診療に従事することを誓います。

年 月 日

申請者 現住所
 氏 名
 申請者未成年の場合
 親権者(後見人) 住 所
 氏 名

鹿児島県知事 殿

上記の者がへき地勤務医師等修学資金の貸与を受けたときは、本人と連携してその返還の債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 住 所
 氏 名
 連帯保証人 住 所
 氏 名 印
 印

鹿児島県知事 殿

現住所	(〒)				写真ちょう付 (脱帽正面上半身像)	
氏名	(フリガナ)					
生年月日	年 月 日生(満 歳)					
連絡先電話番号						
義務教育終了後の学歴	学校	学部	学科	修業年限	修学期間	卒業・修了・中退・在学の別
連帯保証人	現住所	(〒) 電話番号()			現住所	(〒) 電話番号()
	氏名	(フリガナ)			氏名	(フリガナ)
	生年月日				生年月日	
	職業 (勤務先)				職業 (勤務先)	
	本人との続柄又は関係				本人との続柄又は関係	

第3号様式(第6条関係)

借 用 証 書	年 度
	貸与決定 番 号
<p>一金 円</p> <p>へき地勤務医師等修学資金貸与条例に基づき、 年 月 日から 年 月 日まで修学資金を借りました。</p> <p>年 月 日</p> <p>鹿児島県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">本人 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住 所 (父母・法定代理人等) 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号</p>	

第4号様式(第8条関係)

へき地勤務医師等修学資金返還免除申請書			
修学生氏名		貸与決定 番 号	
貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで		
貸与総額	円	返還免除を受け ようとする額	円
免許取得年月日	年 月 日	医 籍 登録番号	
申 請 事 由	臨床研修への従事状況		
	研修プログラム名		研修期間
	へき地医療機関等への業務の従事状況		
	名 称	所 在 地	業 務 従 事 期 間
			から まで
	死 亡	業務・業務外 (いずれかに○をす ること。)	死因、心身の 著しい障害の 状態又はその 他やむを得な い事由の内容
心身の著しい 障害その他 やむを得ない 事 由	業務・業務外 (いずれかに○をす ること。)		
<p>上記のとおり、へき地勤務医師等修学資金の返還債務を免除して下さるよう申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>鹿児島県知事 殿</p>			

第5号様式(第11条関係)

へき地勤務医師等修学資金返還明細書			
修 学 生 氏 名		貸 与 決 定 番 号	
貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
上記期間中貸与を受け なかつた期間			
貸 与 総 額	円	返還を要す る額	円
返 還 免 除 額	円		
利 息 額	円		
返還の事由が生じた日	年 月 日		
返還の事由			
返 還 期 日	年 月 日		
<p>へき地勤務医師等修学資金貸与条例に基づき貸与を受けた修学資金は、上記明細書のとおり返還いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p>鹿児島県知事 殿</p>			

第6号様式(第12条関係)

へき地勤務医師等修学資金返還猶予申請書			
修 学 生 氏 名		貸 与 決 定 番 号	
貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	貸 与 総 額	円
返 還 状 況	貸 与 総 額		円
	返 還 済 額		円
	返 還 未 済 額		円
	返 還 猶 予 額		円
災害、疾病その他やむを得ない事由の内容			
返還猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)		
<p>上記のとおり、へき地勤務医師等修学資金の返還債務の履行を猶予して下さるよう申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p>鹿児島県知事 殿</p>			

別記第1号様式（第3条関係）

（平17規則71・全改，平20規則39・令3規則18・令3規則28・一部改正）

第2号様式 削除

（平26規則11）

第3号様式（第6条関係）

（平17規則71・全改，令3規則28・一部改正）

第4号様式（第8条関係）

（平17規則71・全改，令3規則28・一部改正）

第5号様式（第11条関係）

（平17規則71・全改，令3規則28・一部改正）

第6号様式（第12条関係）

（平17規則71・全改，令3規則28・一部改正）